

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について

令和2年7月1日
内閣府子ども・子育て本部

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

【令和元年度予算：3.8億円 → 令和2年度予算：3.8億円】

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

<事業内容>

①ベビーシッター派遣事業（利用券発行枚数：令和2年度予算：9.6万枚、平成30年度実績：4.9万枚）

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。（補助額2,200円／1回当たり、多胎児の場合は加算、多子家庭の場合1日子ども1人1枚使用可能）

②ベビーシッター研修事業（研修回数：令和2年度予算：16回、平成30年度実績：16回）

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

<実施主体> 公募団体（独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人 等）

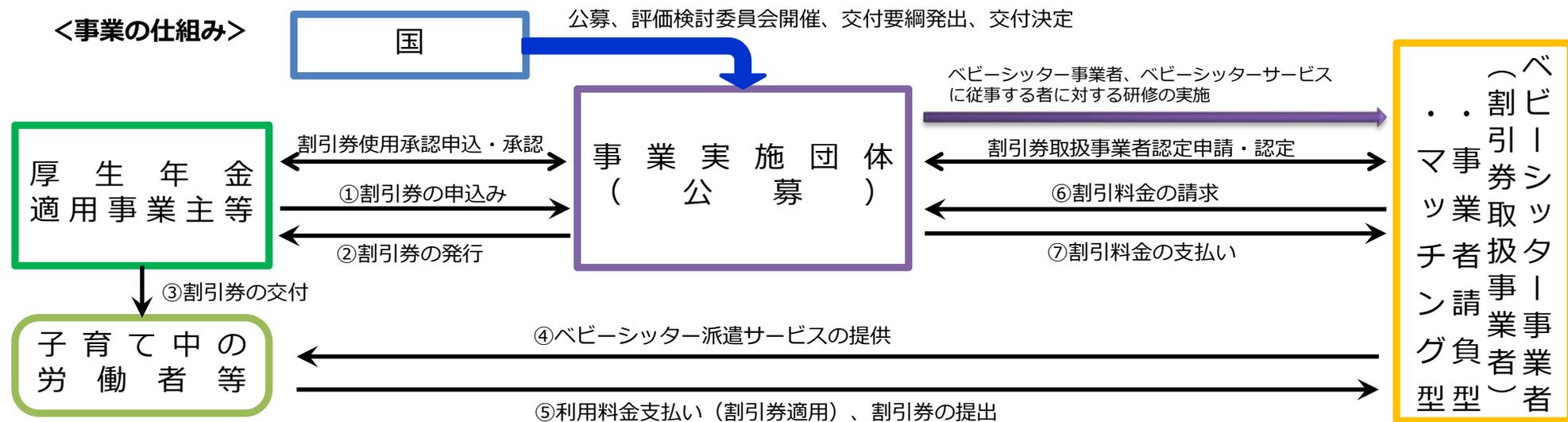
<補助単価>

①ベビーシッター派遣事業 事業費：300,269千円 事務費：34,465千円

②ベビーシッター研修事業 事業費：26,046千円 事務費：19,685千円

<補助率> 定額（10／10相当）

<事業の仕組み>



小学校の臨時休業等を踏まえた企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置について

- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、今般の小学校の臨時休業等に伴い、保護者の休暇取得や放課後児童クラブの利用状況等も踏まえ、ベビーシッターを利用することが必要となる場合に、3月の特例措置として、割引券の使用枚数の上限引き上げ等を行った。
- 4月以降も一部地域において臨時休業が行われる可能性があることから、**特例措置を延長**し、加えて、**いわゆるフリーランスも利用可能**とする。
- 本事業の財源は事業主拠出金であることから厚生年金適用事業所の労働者（非常勤職員を含む）を対象としているところであり、4月以降の個人で就業している方の特例措置については、令和2年度補正予算において、事務費も含め**全額国費**で措置する。

4月以降の特例措置

使用枚数の上限引き上げ

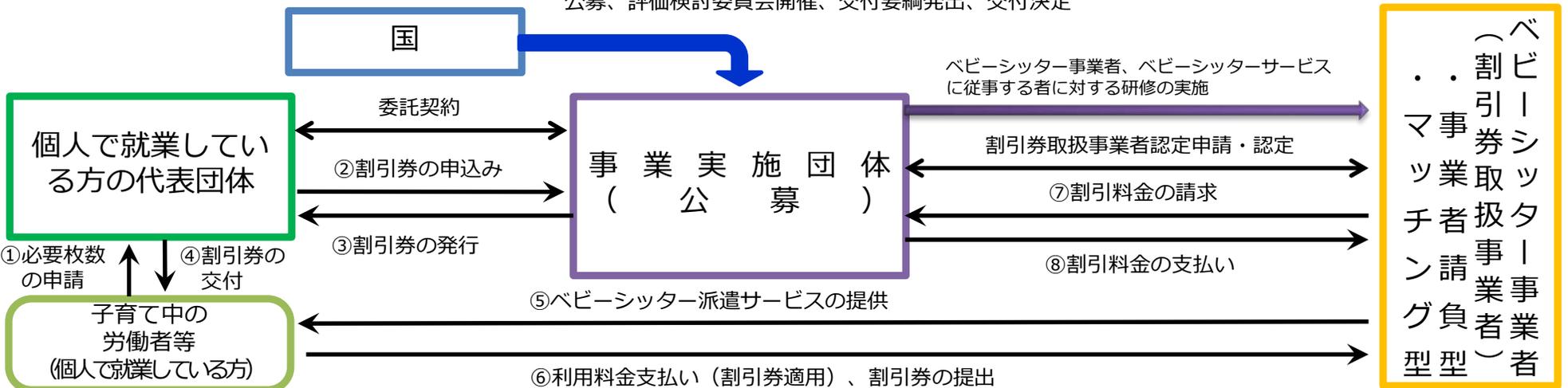
- ◆ 臨時休業により、ベビーシッターのニーズが高まることから、
 - ・ 1日当たり5枚まで利用可能。
 - ・ 利用時に、特例措置用の割引券に臨時休業等の事由を記載。
- ◆ 各企業の発行上限枚数についても、状況に応じて柔軟に対応。
 - ・ 割引券の発行には、従来どおり手数料（1枚180円（中小企業70円））が必要。
- ※ 厚生年金適用事業所の労働者については、令和2年度当初予算（3.8億円）の範囲内で実施。

個人で就業している方も利用可能に

- ◆ 事業の実施団体の負担を軽減するため、個人で就業している方の代表団体が申請をとりまとめる。
- ◆ 厚生年金適用事業所の労働者と同様に、
 - ・ 1日当たり5枚まで利用可能。
 - ・ 利用時に、特例措置用の割引券に臨時休業等の事由を記載。
- ◆ 個人で就業している方については、全額国費で措置することを踏まえ、手数料を無料とする。
- ※ 個人で就業している方については、令和2年度補正予算で措置（3.2億円）。

<事業の仕組み（個人で就業している方の場合）>

公募、評価検討委員会開催、交付要綱発出、交付決定



ベビーシッター派遣事業実施要綱 改正概要(令和2年6月25日改正)

新	旧
<p>第5 事業の実施方法</p> <p>1 ベビーシッター派遣事業(通常分)</p> <p>(16) 事故等の発生防止及び発生時の対応等</p> <p>③ <u>割引券等取扱事業者は、派遣したベビーシッターが犯罪又は刑罰法令に触れる行為により、サービスを提供する乳幼児等又はサービス利用者に被害を与え、又は与えたおそれがあると認めるときは、速やかに実施団体へ報告を行うものとする。</u></p> <p>④ <u>実施団体は、②又は③による報告を受けた場合には、原則報告を受けた当日に内閣府へ報告を行うものとする。なお、③に係る報告内容については、内閣府は、必要に応じて、都道府県及び関係機関に対し情報提供するものとする。</u></p> <p>(17) 割引券等使用承認事業主の承認取消、割引券等取扱事業者の認定取消</p> <p>② <u>実施団体は、割引券等取扱事業者から(16)②又は③に基づく報告を受け、特に必要と認める場合には、6月以内の期間を定めて、当該割引券等取扱事業者に対する認定の効力を停止することができるものとし、認定の効力を停止している期間中に提供したサービスに対する割引券の精算は行わない。実施団体は、認定の効力を停止したときは、ただちに、その旨を当該割引券等取扱事業者及び承認事業主に通告するとともに、実施団体のホームページにおいて公表するものとする。</u></p> <p>③ <u>実施団体は、割引券等取扱事業者がこの実施要綱及び約款に定める事項に違反したとき、又は(18)に基づく勧告に従わなかったときは、認定を取消し、認定取消後のサービス及び取消前のサービスの割引料精算金額のいずれも支払わず、当該年度において既に支払った割引料精算金額については返還を求めることができるものとし、(8)に規定する手続きに準じて、承認事業主に利用手数料分を返還する。なお、認定取消後はただちにその割引券等取扱事業者名を実施団体のホームページで公開し、割引券等の使用を停止するよう当該割引券等取扱事業者及び承認事業主に通告するものとする。</u></p>	<p>第5 事業の実施方法</p> <p>1 ベビーシッター派遣事業(通常分)</p> <p>(16) 事故の発生防止及び発生時の対応等 <u>(新設)</u></p> <p>③ <u>実施団体は、②による報告を受けた場合には、原則報告を受けた当日に内閣府へ報告を行うものとする。</u></p> <p>(17) 割引券等使用承認事業主の承認取消、割引券等取扱事業者の認定取消 <u>(新設)</u></p> <p>② <u>実施団体は、割引券等取扱事業者がこの実施要綱及び約款に定める事項に違反したときは、認定を取消し、認定取消後のサービス及び取消前のサービスの割引料精算金額のいずれも支払わず、当該年度において既に支払った割引料精算金額については返還を求めることができるものとし、(8)に規定する手続きに準じて、承認事業主に利用手数料分を返還する。なお、認定取消後はただちにその割引券等取扱事業者名を実施団体のホームページで公開し、割引券等の使用を停止するよう当該割引券等取扱事業者及び承認事業主に通告するものとする。</u></p>